

請願の 審査状況

平成二四年第四回定例会には三件の請願が提出され、

続審査となっていた二件とあわせて審査を行いました。結果、三件が不採択、二件が継続審査となりました。

詳細は次のとおりです。

不採択

- ◎町田市議会議員の定数削減を求める請願
- ◎保育所整備において営利企業参入を撤回するよう求める請願
- ◎新しいゴミ処理施設計画

(バイオ化施設)の再検討を要求し、小山田地域への建設に反対する請願

継続審査

- ◎野津田公園の上の原広場西側の平地(通称「上の原はらっぱ」)における暫定駐車場建設工事を中止することを求める請願
- ◎家庭系「生ごみバイオガス化施設」計画の再検討を求める請願

委員会 で 附帯決議

第一〇五号議案に対する附帯決議

文教社会常任委員会では、付託された案件のうち、第一〇五号議案「町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例」について原案を可決すべきものと決し、採決終了後に下記の附帯決議を付すべきものと決しました。

一、特別加算額の設定については、減収とならないよう、十分な配慮をされたい。

二、二月二日の本会議において、第一〇五号議案「町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例」は賛成多数をもって可決されました。

請願の 処理経過 及び結果報告

平成二四年第三回定例会において採択された請願について市長から処理経過及び結果について報告がありました。

「町田市庁舎跡地利用計画(案)」の再検討及び周辺の都市整備計画策定を求める請願

請願項目一

「町田市庁舎跡地利用計画(案)」のうち「本庁舎跡地への導入施設(屋根付きイベント空間)」の再検討を求める。

報告一

町田市では、庁舎跡地の活用方法を検討するにあたり、移転に伴い影響の出る近隣商店会と、町田市全体の視点から意見をいただけるよう、商店会連合会や自治会町内会の代表の方等に委員となっていた「町田市庁舎跡地等検討委員会」(以下、検討委員会という。)を設置し、検討をお願いしました。検討にあたり、町田市からは、来庁

報告二

者アンケート調査結果、市民アンケート調査結果、市民討議会(市、青年会議所の協働事業)などにより広くお聞きしたご意見等を資料にして、逐次検討委員会へ提供いたしました。

検討委員会は、庁舎跡地活用の基本的理念を「新たな賑わいの創出」とし、基本的理念に基づいた活用案を提示した検討結果を報告書にまとめ、市長に提出いたしました。町田市では、その報告書を最大限尊重し、活用計画案を「町田市庁舎跡地活用基本構想(案)」として作成のうえ、二〇一二年三月に「町田市庁舎及び庁舎移転に関する調査特別委員会」へ報告しました。

上記の基本構想(案)において、本庁舎跡地の利用案の名称は「屋根付きイベント空間」としておりますが、その空間の整備にあたっては、市民活動や文化芸術活動を活性化できるまちを目指すことを内容とした施設にする基本的な考え方を定める方向で文言修正をしたいと考えています。

請願項目二

バス路線の拡幅整備を含めた周辺都市整備計画の策定を求める。

報告二

請願者の意見陳述では、具体的な整備計画を要望するものではなく、本庁舎跡地周辺地域における道路整備などの都市基盤の整備や良好な環境の確保、地域の活性化を求めるものでした。

町田市では、二〇一一年一月に公表したまちだ未来づくりプランにおいて、五つの未来づくりプロジェクトを設定し、そのひとつに「町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト」を掲げました。

このプロジェクトでは、町田市の顔となる町田駅周辺の魅力を向上させるため、三つの重点検討地区を設定し、交通結節点としてのターミナル機能の強化、新たな賑わいの創出、誰もが快適に歩くことができるまちづくりを戦略として、中心市街地全体の活性化策について検討を進めています。

また、新五カ年計画においては、基本目標Ⅲ「賑わいのあるまちをつくる」において、重点事業プランとして「中心市街地活性化の推進」を掲げ、「中心市街地活性化基本方針」を実現するための推進計画を策定することを予定しています。

報告三

請願者の意見陳述では、本庁舎跡地周辺地域の商店会への支援を求めるものでしたが、具体的な要望はありませんでした。

請願項目三

このことを受け、町田市では、地元商店会への影響をできるだけ少なくするために、速やかに旧庁舎を解体し、広場を整備し、イベントなどを開催し、周辺の新たな賑わいを創出して参りたいと考えています。

また、新五カ年計画においては、基本目標Ⅲ「賑わいのあるまちをつくる」において、重点事業プランとして「商店街の活性化支援」を掲げ、商店会などが実施するイベントや活性化事業に対する支援を進めてまいります。

会 議 の あ ら ま し

定例会と臨時会

市議会は、毎年三月、六月、九月、十二月の四回開かれます。これを定例会といいますが、このほか、必要に応じて臨時会を開くことがあります。

市議会の招集は市長が行います。また、議員定数の四分の一以上の議員から招集の請求があった場合や、議長が議会運営委員会の議決を経て招集の請求をした場合に、市長は臨時会を招集しなければなりません。

本会議

本会議は全議員で構成し、議員定数の半数以上の出席で成立します。議案の議決など、議会の意思を決定する重要な会議です。会議の期間(会期)は、付議される内容や案件の数などを考慮して決めます。

委員会

市議会に提出される議案や請願などは数多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを慎重に審査するためには、いくつかの部門に分け、専門的に調査・検討する必要があります。そのため、議会には、本会議のほかに内部審査機関として委員会が設けられ、実質的な審査は各委員会で行われています。

報告二

町田市議会では、四つの常任委員会が設置されており、

議員は、少なくとも一つの委員会に所属しなければなりません。各常任委員会の定数は九名で、任期は二年です。

各常任委員会の所管事項

総務常任委員会

政策経営部、総務部、財務部、経済観光部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、他の委員会に属さない事項

健康福祉常任委員会

地域福祉部、いきいき健康部、町田市民病院

文教社会常任委員会

市民部、文化スポーツ振興部、子ども生活部、教育委員会

建設常任委員会

環境資源部、建設部、都市づくり部、下水道部

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会運

営を円滑に行うために、会期提出議案、採決順序等の取り扱いについて協議決定します。

特別委員会

特別委員会は、市民生活上あるいは政治上、特に重要であったり、二つ以上の常任委員会の所管にまたがり、委員会の連合審査では所期の目的が達せられないような特定の事件の審査や調査をするため、必要に応じて議会の議決によって設置されます。

特別委員会

特別委員会は、議会から付託された事件についてのみ審査・調査を行う能力を持ち、審査・調査が終了すれば消滅します。

法外委員会

町田市議会には、法外委員会として災害対策委員会が設置されています。災害が発生した時、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、市民の生命、財産の保全に努めることを目的としています。



本会議場